

千葉市建築工事における情報共有システム試行要領

1 趣旨

この要領は、情報共有システム（以下「システム」という。）の試行に関し、必要な事項を定める。

2 目的

千葉市都市局建築部が発注する公共工事において、受発注者間で、施工に係る情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図ることを目的とする。

3 対象工事

(1) 発注者指定型

- ア 建築部の発注する工事のうち発注者が指定した工事。
- イ 発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示する。

(2) 受注者希望型

- ア 建築部の発注する発注者指定型以外の工事のうち発注者がシステムの利用に支障ないと認める工事。
- イ 発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示する。

4 システムの利用について

(1) 機能要件

- ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」を満たすものとする。
- イ システム提供方法は、ASP (Application Service Provider) 方式とする。
- ウ システム使用の際、特別な補助プログラムが不要であること。
- エ システムは、千葉市のインターネット利用環境で使用可能であること。
- オ システムの円滑な運用のため、ASP事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えていること。
- カ 国、地方公共団体における使用実績を有すること。

(2) 契約

使用するシステムは、受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。またサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。利用期間は、検査及び電子納品完了までに支障のない期間とする。

(3) 費用負担

ア 発注者指定型

システム利用料金は、発注予定価格にて、本市の基準により算定した金額を共通

仮設費に積み上げ計上する。

イ 受注者希望型

契約締結後に設計変更にて対応とする。システム利用料金は、発注者指定型と同様に共通仮設費に積み上げ計上する。

(4) 利用項目と利用対象者

システムの利用項目と利用対象者を参考として表1に示す。

表1 システムの利用項目と利用対象者（参考）

システム利用項目		発注者				受注者			
		総括監督員	主任監督員	監督員	工事検査員	代表者又は代理人	現場代理人	監理（主任）技術者	専門技術者
理工・事情帳報共の有処	発注関係資料の保存・閲覧	◎	□	■	■	□	□	□	□
	事前打合せ	△	■	■	■	□	■	■	■
	工事帳票の作成・発議・受理・承諾・承認状況の確認	◎	■	■	■	□	■	■	■
	工事帳票の閲覧	◎	□	□	□	□	□	□	□
	電子検査	◎	□	□	□	□	■	■	□
調日整	データの移行	◎	—	■	■	—	—	■	—
	確認・立ち合いの調整	△	—	■	■	□	—	■	■
	検査日の調整	△	—	■	■	■	—	■	□

システム利用項目

◎「必須項目」：システムを利用する工事で必ず実施する項目

△「任意項目」：個々の工事において利用を判断して実施する項目

システム利用者

■「登録・変更・閲覧が可能」：電子データを登録・変更・閲覧が可能

□「閲覧に限り可能」：電子データの閲覧に限り可能

—「対象外」：上記権限がない利用者

(5) 対象とする工事帳票

原則すべての工事帳票を対象とするが、困難な場合は、監督職員との協議により決定する。

5 工事帳票等の納品

システムで処理を行った工事帳票一式（添付資料を含む）は、「電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]」に基づき、工事完成時に電子媒体（CD-R等）により監

督職員へ提出する。

6 検査等

(1) 検査

システムで処理した工事帳票やデジタルカメラで撮影した工事写真は紙に出力せずに、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とする。実施にあたっては、受発注者間の協議により決定する。

(2) 監督職員による確認作業

段階確認や現地で監督職員の立会が必要な作業については、現行どおり、現場で行う。

(3) 受注者の準備

検査及び事前検査において、受注者は、システムから電子データを移したパソコンを用意し、オフラインでの電子検査を原則とする。

7 責任の所在

システムの活用により不具合等が生じた場合は、原則、受注者が責任を負うものとする。

8 受注者の調査等への協力

受注者は、本市から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うため、アンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

9 情報管理

(1) ID・パスワード

工事情報の漏洩や改ざんなどを防止するため、システム利用者は、ID及びパスワードの管理を徹底しなければならない。

(2) 事故報告義務

受注者は、試行に係るデータの漏洩、滅失、き損、その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

(3) システム契約終了後の情報削除

監督職員は、受注者のシステム契約終了後、速やかにシステム内の電子データが削除されたことを確認しなければならない。

(4) 情報セキュリティ

受発注者は、千葉市情報セキュリティポリシー、その他情報セキュリティに関する基準、法令等を順守すること

10 その他

本要領に定めがない事項に関しては、受発注者間協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。